

# 奨学金ガイドブック

*Dreams, come true!*

夢に向かってがんばる君へ

公益財団法人 川之江奨学会





## 川之江奨学会について

川之江奨学会は、昭和33年に前身の高津奨学会として設立され、平成24年4月1日、公益財団法人の認定を受け、「公益財団法人川之江奨学会」となりました。高校・高等専門学校・大学・短期大学および専門学校で学ぶ人を対象に貸与奨学金事業を行い、これまでの貸与人数は1000人近くに達しています。

今後とも、社会に貢献できる優秀な人材の育成に取り組んでいきたいと思っています。

## 川之江奨学会の奨学金制度について

### 1 奨学金の貸与額について

奨学金には、毎月決まった日に口座に振り込まれるものと、入学時に一時金として貸与される入学準備金があります。



奨学生の種類	貸与月額 (円)	入学準備金 (円)
高校・高等専門学校	10,000 *年額120,000	100,000
大学(短大・専門学校)	25,000 *年額300,000	200,000

### 2 奨学金の貸与について

#### 1) 貸与方法

指定された奨学生本人名義の口座に振り込まれます。

#### 2) 貸与時期

原則として、毎月10日としています。

(休日の場合は前営業日となります。)

#### 3) 貸与期間

貸与開始から在籍する学校の正規の修学期間の終期まで。ただし、修学の途中から貸与を受ける場合は、残りの修学期間となります。



### 3 奨学金の返還について

当奨学会の奨学金は貸与ですから、卒業後は返還の義務があります。返還金を直ちに次の奨学生に貸与する仕組みとなっているため、返還が円滑に行われないと、次の貸与に大きな支障をきたすこととなります。卒業後は必ず返還してください。

#### 1) 返還方法

奨学金の返還は、卒業後の4月から年賦または月賦の方法で返還することになります。

#### 2) 利息

奨学金は無利息です。

#### 3) 返還期間

奨学金の返還期間は、貸与を終了した後、貸与期間の2倍の年数以内に返還することになります。

入学準備金は、卒業後、高等学校にあたっては3カ年、短大は2カ年、大学は4カ年以内に返還することになります。

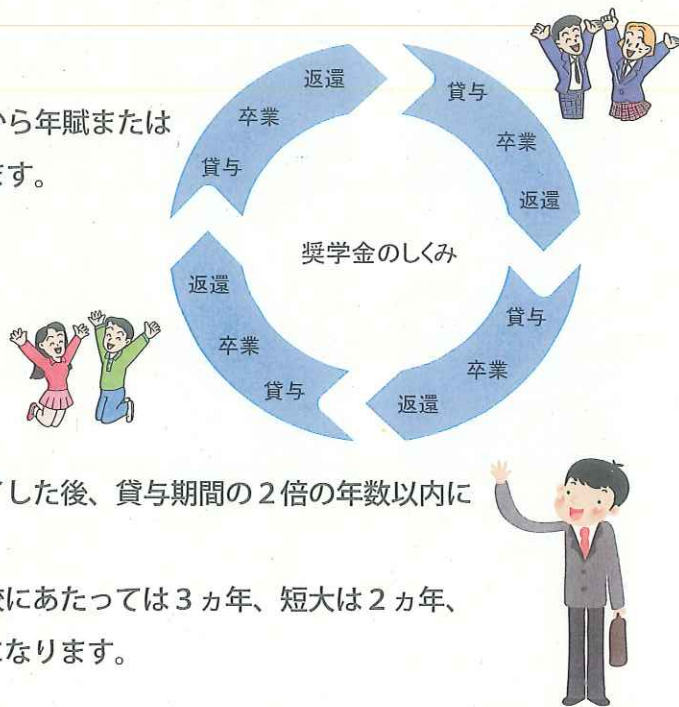
#### 4) 返還の猶予・免除

奨学生本人が卒業後大学院などに進学した場合は、在学届を提出することで、卒業まで返還が猶予されます。病気・災害等により返還が困難な場合も、所定の手続きにより一定期間返還を猶予することがあります。

また、奨学生本人が死亡したり、やむを得ない事情により返還が不能になった場合には、返還を免除することがあります。

### 4 その他

- 他の奨学会制度との併用も可能です。
- 卒業後の就職、進学、その他について何ら制約はありません。



## 1 募集人員

奨学生の種類	奨学金	入学準備金
高校・高等専門学校	2名	2名
大学(短大・専門学校)	30名	3名



## 2 出願資格

四国中央市に居住する者の子弟であって、高等学校以上の学校に在学し、学術優秀、品行方正で、学資の支弁が困難と認められる者。

修学の途中※1から、貸与を受けることも可能です。

※1.例)現在、大学1年生から3年生で翌年4月から貸与を受けたい場合

## 3 応募方法

- ・高校へ進学する場合 → 在学中の中学校へ
- ・市内の高等学校在学中の場合 → 在学中の高等学校へ
- ・市外の高等学校在学中の場合 → 四国中央市教育委員会事務局へ
- ・修学の途中の場合 → 四国中央市教育委員会事務局へ

## 4 募集時期

11月上旬～1月上旬



### お問い合わせ先

四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
 四国中央市教育委員会教育総務課内  
 公益財団法人 川之江奨学会事務局  
 TEL 0896-28-6044

